

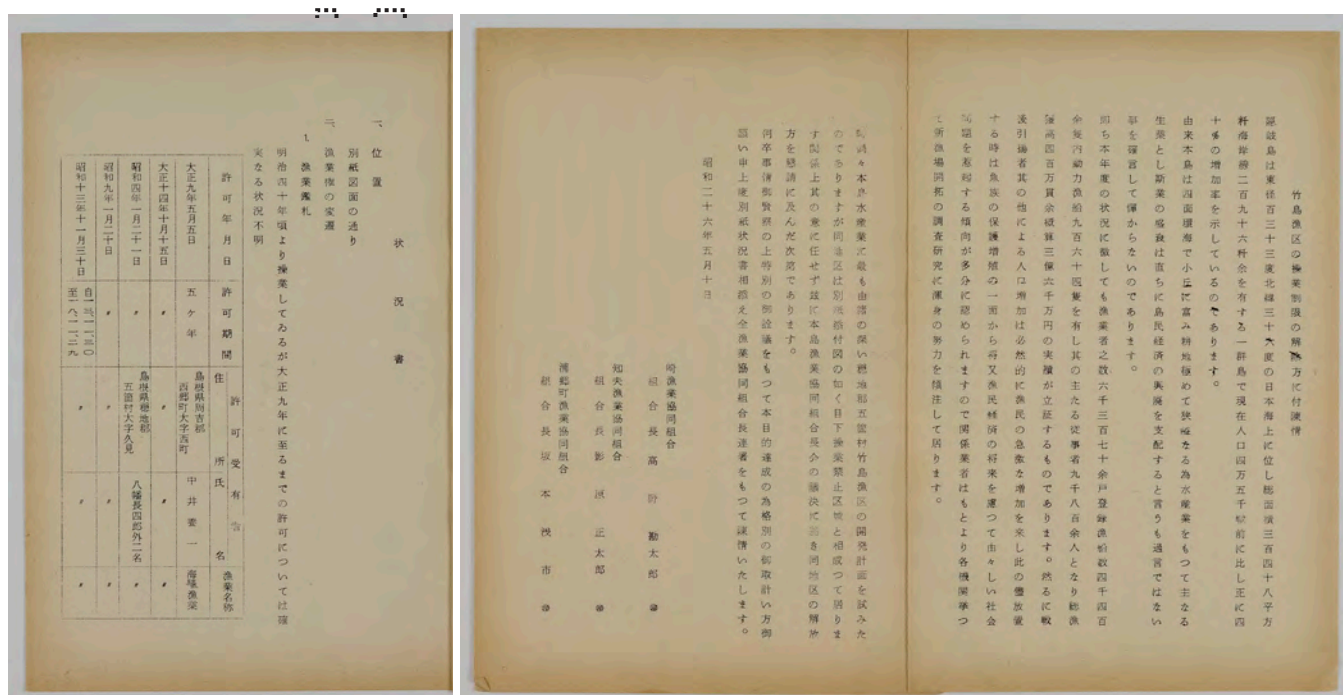
時代区分Ⅲ (3)-①竹島における漁業再開に向けた動き

隠岐の漁業者による戦前の竹島での漁業実績が記載された陳情書

No.45 竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情

報H29/P11 (崎漁業協同組合、知夫漁業協同組合等による陳情)

1951年(昭和26年)5月10日



所蔵:島根県竹島資料室

資料概要

戦前から竹島での漁猟の許可を得て操業していた隠岐の漁業者が、戦後マッカーサーラインの規制によって禁止されていた竹島での漁猟の再開を求めた陳情書である(※1)。

隠岐の23の漁業組合が連名で作成したこの陳情書には、漁獲物の種類、出漁船数、漁業時期など、戦前の漁猟実績が記載されており、隠岐の漁業者が戦前竹島で行った漁労の実態が反映されている。また、同陳情には「状況書」が添付されており、「漁業権の変遷」の項目に大正9年5月5日、大正14年10月15日、昭和4年1

月21日、昭和9年1月20日、昭和13年11月30日、昭和18年11月12日にそれぞれアシカ漁業の許可が行われてきたことが記載されており、竹島において、継続的に行政権が行使されてきた実態が読み取れる。

竹島の爆撃演習地についても、島根県は1952年(昭和27年)5月20日、外務大臣と農林大臣に「島根県隠岐支庁管内竹島を駐留軍の爆撃演習地より除外されたい。」という陳情書(※2)を提出した。

作成年月日	1951年(昭和26年)5月10日
編著者	隠岐の23の漁業協同組合の組合長
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

※1 この陳情書は島根県会議員を務めた中川秀政が残した資料の中に含まれていた。中川は隠岐島漁業協同組合連合会の初代の代表理事、会長でもあり、「竹島の領土権確保と島民の利益擁護に関する陳情」等積極的に県や国に陳情を繰り返した。

※2 島根県東京事務所「東京情報」竹島をめぐる諸問題—中間報告『竹島調査資料』(1952年5月20日)に陳情内容を書き取ったものがある。

内容見本

状 況 書

一、 位 置

(略)

二、 漁業権の変遷

(略)

2. 禁止区域となつた法的根拠

イ昭和二十四年八月十五日政令三〇六号

漁船の操業区域の制限に関する政令第三条

ロ昭和二十四年九月二十一日

右政令の一部改正(※3)

三、 漁獲物の種類

- | | | |
|---------|-----|------|
| 1. 海 驢 | 年 約 | 七〇頭 |
| 2. あわび | さざえ | 一〇万貫 |
| 3. 和 布 | ” | 二〇万貫 |
| 4. 天 草 | ” | 一千貫 |
| 5. か き | ” | 五万貫 |
| 6. 赤なまこ | ” | 一〇万貫 |

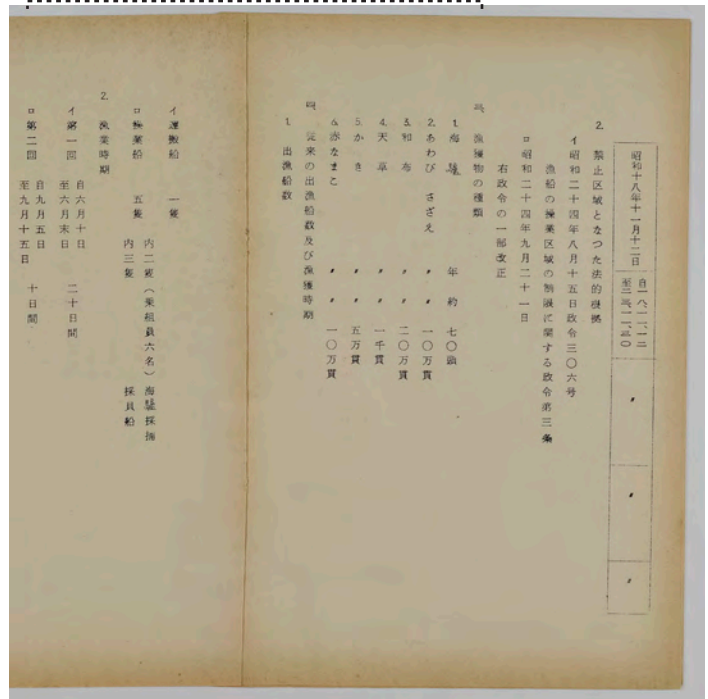
四、 従来の出漁船数及び漁獲時期

1. 出漁船数

- | | | |
|-------|----|----------------------------|
| イ 運搬船 | 一隻 | |
| ロ 操業船 | 五隻 | 内二隻(乗組員六名) 海驢採捕
内三隻 採貝船 |

2. 漁業時期

- | | | |
|-------|-----------------|------|
| イ 第一回 | 自六月十日
至六月末日 | 二十日間 |
| ロ 第二回 | 自九月五日
至九月十五日 | 十日間 |



※3 「漁船の操業区域の制限に関する政令の一部を改正する政令(1949年(昭和24年)9月21日政令第339号)のことで、1949年(昭和24年)9月19日付SCAPIN2046で、竹島への接近禁止範囲が12海里から3海里に縮小されたことを受けて、発出された。